

県立学校長 様

保健体育課長

部活動実施上の留意事項について（通知）
（令和 4 年 6 月 18 日時点）

このことについては、令和 4 年 4 月 28 日付け教保第 80 号で通知したところですが、直近 1 カ月間の県内外の新規感染者数は減少傾向にあることから、部活動実施上の留意事項を下記のとおり時点更新します。

一方で、現在も県立学校生徒の感染が連日報告され、部活動中の感染拡大事例も発生している状況を踏まえ、引き続き基本的な感染防止対策を徹底願います。

記

1 感染防止対策について

- 活動場所や部室、更衣室等での密を避け、**換気を徹底**すること。また、活動前後や休憩時には、マスクの着用や手洗いを徹底すること。ただし、休憩時等においても、熱中症リスクがある等マスクを着用させることが適当でない判断される場合は、互いに一定の距離を保つなどの対応を行うこと。
- 発熱や倦怠感、喉の違和感など、普段と体調が少しでも異なる場合や、同居の家族に同様の症状が見られる場合は参加しないこと。
- 活動中に食事をする場合は黙食を徹底すること。
- 各競技団体や各文化団体が示している最新の感染症防止ガイドライン等を改めて確認し、その内容を遵守すること。

2 活動の制限について

- 以下の活動は、これまで感染拡大事例が発生した比較的高いリスクが高い活動であるとの認識の上で、十分な感染対策を講じて実施することができる。

- ・ 県内外の学校との交流（練習試合、合同練習等）
- ・ 大学生チームや社会人チームとの交流
- ・ 県外在住の指導者を招いての活動や、県外から帰省した卒業生等との交流
- ・ 宿泊を伴う活動（合宿、遠征等）

※これらの活動を行う際、校長は各部活動顧問から活動計画書等を提出させ、内容を確認の上、実施の可否を慎重に判断すること。また、活動中及び活動前後の健康観察を一層徹底すること。

- 大会等に参加する際は、主催者が示す感染防止ガイドラインに沿った行動を徹底すること。また、**練習試合や合同練習を実施する際も、大会等の実施要項等で示されている感染防止ガイドラインに準じた感染対策を講じること。**
- 移動を伴う活動を行う際は、移動中の感染対策にも留意すること。
- 宿泊を伴う活動を行う際は、1 室あたりの宿泊者を極力減らすとともに、**宿舎での食事や入浴等の場面での感染拡大を防止するため、宿泊先の担当者と事前に十分に打ち合わせを行うこと。**
- 活動の前後に生徒同士で会食することは控えるよう、指導を徹底すること。

【担当】

学校体育指導係
副参事 志田 哲也
TEL 025-280-5624